



市役所の電話
996-2111
FAX
995-7367

防災行政無線
テレホンサービス
0120-840-225
防災行政無線で放送した内容が聞き取れなかった場合、再度聞き直せます(定時放送を除く)。通話料は無料です。

広報やしおに掲載した、市が主催するイベントなどについては、新型コロナウイルス感染の防止対策を講じたうえで開催します。なお、中止・変更になる場合もありますので、詳しくは、市ホームページをご覧ください。

案内

会議の開催

●第3回八潮市市民活動推進委員会の傍聴

日9月22日(水) 午後2時～
場やしお生涯学習館多目的ホール
内市民活動支援センターの設置についてなど
定10人(当日先着順)
問市民協働推進課 ☎③28

●第2回八潮市社会教育審議会の傍聴

日10月1日(金) 午後3時～5時(受付=午後2時30分～3時)
場八條公民館会議室1
内令和3年度社会教育事業進捗状況(中間報告)についてなど
定5人(当日先着順)
問社会教育課 ☎③365

●第2回八潮市高齢者保健福祉推進審議会の傍聴

日10月7日(木) 午後1時30分～3時30分
場八潮メセナ会議室
内指定地域密着型サービス事業所の指定更新、第7期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の令和2年度事業報告(第1章、第2章)について
定10人(申込順)
問9月14日から10月6日までに、電話で長寿介護課(☎④447)へ

防災行政無線を用いた全国一斉情報伝達試験放送

国からの地震や武力攻撃などの緊急情報を伝達する全国瞬時警報システム(J-ALERT)と、市の防災行政無線の連動を確認するため、試験放送を行います。
日10月6日(水) 午前11時ごろ
内▼防災行政無線チャイム▼こ

れは、Jアラートのテストです(3回)▼こちらは、防災やしおです▼防災行政無線チャイム
※災害や天候などにより、試験放送を中止する場合があります。
問危機管理防災課 ☎④305

長寿祝金の給付

多年にわたり社会に貢献された高齢者を敬愛し、長寿祝金を給付します。
対9月15日(基準日)現在、市内に住民登録されている方で、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに、満80・88・100歳に達する方
内対象者には、給付通知書を9月15日以降に送付しますので、必要事項を記入のうえ、9月下旬までに返信してください。
問長寿介護課 ☎④447

令和3年社会生活基本調査

総務省統計局では、県を通じて、10月20日現在の社会生活基本調査を実施します。
この調査では、国民の生活時間の使い方やさまざまな活動状況を調べ、社会や暮らしのための基礎資料として活用します。調査をお願いする世帯には、10月上旬から中旬にかけて調査員が伺いますので、回答をお願いします。パソコンやスマートフォンを使って簡単にインターネ

ットで回答することが可能です。
問企画経営課 ☎④233

老人福祉センターすえひろ荘お風呂利用の一時中止

東埼玉資源環境組合第二工場ごみ処理施設の定期点検などにより、お湯を沸かす蒸気供給が停止となるため、お風呂の利用を一時中止します。
日9月13日(月)～21日(火)、27日(月)
※施設は開館しています。
問すえひろ荘 ☎936-9181

浄化槽補助制度

内市内の市街化調整区域に自ら居住している既存専用住宅で、単独浄化槽またはくみ取り便槽を合併浄化槽に転換する方(法人は対象外)※令和4年3月1日までに工事を完了するもの
※建築物の新築、別棟の増築および改築で確認申請を要する場合は交付対象外
補助限度額および定数
▼5人槽=460,000円(5基) ▼7人槽=553,000円(4基) ▼10人槽=698,000円(1基)※申請基数が上限に達し次第終了
※そのほかの浄化槽の種類など、詳しくは、市ホームページをご覧ください。
問環境リサイクル課 ☎④235

人権それは愛 第30回埼葛人権を考えるつどい ～出会い ふれあい 思いやり～

人権の21世紀といわれる中で、埼葛市町の地域における人権問題に取り組むさまざまな団体が主体となり、行政とともに同和問題をはじめとしたあらゆる人権問題の早期解決に向けて、地域間の交流を通じて、地域住民の人権意識の高揚と正しい理解を図ることを目的に開催されます。この事業は「人権尊重社会をめざす県民運動」事業として実施するものです。

今年も、埼葛12市町の全児童・生徒が参加し、人権に思いを寄せたメッセージを形にした「10万人メッセージ」や「10万羽の折鶴」を会場内に展示します。平成23年度から毎年作成している「10万羽の折鶴」は、今年度で1,135,453羽になります。

問人権・男女共同参画課 ☎④811、社会教育課 ☎④365

日10月7日(木) 午前9時～午後4時(受付=午前8時30分～)
場春日部市民文化会館
内▼大ホール=春日部親善大使あえかと児童による合唱、ピアノ演奏、手話ダンス、ウクレレ演奏、獅子舞、オカリナ演奏、高校生による合唱、生徒による箏曲合奏、マーチング▼藤ステージ=市民団体によるダンス、津軽三味線、スコップ三味線など▼展示など=福祉施設、特別支援学校、埼葛12市町の人権に関する展示、高校生の書道作品、竹明かりの設置、ミニトレインの運行▼販売=福祉施設などの物品販売

屋外広告物の適正な管理に努めましょう

問都市計画課 ☎④346

国では、全国的に9月1日から10日を「屋外広告物適正化旬間」として、屋外広告物の適正化に向けた普及啓発や、違反広告物に対する国民や企業の意識啓発などを行っています。

屋外広告物は、街のにぎわいなどに繋がる一方で、さびて落下するなど歩行人に危害を及ぼす恐れがありますので、定期的に点検し適正に管理しましょう。

店舗などの道路際にのぼり旗を掲出すると、風などで歩道や道路へ越境し、歩行者や自転車が引っかかってけがをしたり、見通しが悪くなることで思わぬ事故につながるの十分に気を付けましょう。

また、電柱などに貼られた新築住宅などへ案内するはり紙などは違反広告物です。市では定期的に撤去していますが、市民ボランティア団体(現在7団体が登録)でも実施しています。活動にご協力いただける方は都市計画課へご連絡ください。

